

預保納付金を用いた犯罪被害者等の支援事業について

「振り込め詐欺救済法（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律）」に基づく預保納付金を用いた犯罪被害者等の支援事業（奨学金事業、民間団体に対する助成事業）については、平成24年12月18日から開始されています。

犯罪被害者等の支援事業の詳細につきましては、当該事業の担い手である「公益財団法人日本財団」にお問い合わせください。

詳細につきましては、下記リンクよりご覧ください。

振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金の活用について(金融庁ウェブサイト)

<http://www.fsa.go.jp/policy/kyuusai/furikome/index.html>

預保納付金支援事業(日本財団ウェブサイト)

<http://nf-yoho.com/>